


修了証への旧姓等の併記について

令和4年4月1日から、ご希望に応じて(一社)日本クレーン協会岐阜支部が発行する修了証に旧姓等を併記することができますようになります。

下の図のように修了証に希望された「旧姓等を使用した氏名」が併記されます。

表面

労働安全衛生法による技能講習修了証



氏名 ○○ ○○
(○○ ○○)
平成○年○月○日生
現住所 岐阜県
交付日 令和○年○月○日
岐阜労働局長登録教習機関
一般社団法人日本クレーン協会岐阜支部

裏面

| 技能講習(○)/特別教育(△)の種類 | 講習修了日 | 修了証番号 |
|--------------------|-------|-------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 備考 | 氏名 | ○○ ○○ |

【注意事項】1.本修了証は作業中は必ず携帯すること。
2.本修了証を滅失、又は損傷したときは再交付を受けること。
3.氏名を変更したときは、書替を受けること。
4.氏名欄の括弧内は旧姓等を使用した氏名です。

旧姓又は通称の併記を希望する場合

講習等の受講申込書の「旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望」の欄を”有”とし、併記する旧姓等を記載してください。
また、受講申込書又は修了証等の再交付申込書に次のいずれかの書類を添付してください。

- 旧姓等が記載された住民票（「旧氏」欄に旧姓等が記載されたものに限りです。）
- 旧姓等が記載された自動車運転免許証又はマイナンバーカード（マイナンバーが記載された裏面は不要です。）

※ 上記の書類（住民票、自動車運転免許証、マイナンバーカード）への旧姓等の併記に関して、手続きが必要となる場合がありますので関係機関等にご確認ください。

- 通称の場合、住民票又はそれに類する証明書を提出してください。